



旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告 近藤ユリ

被告 国

証拠説明書

2022年6月1日

福岡地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 近 藤 博 徳



同 椎 名 基 晴



同 仲 晃 生



同 仲 尾 育 哉



同 山 脇 信 裕



号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲1	戸籍謄本	原本	2022年 (令和4年) 1月25日		原告が出生により日本国籍を取得したこと。
甲2	註釈日本国憲法（上巻） （抄）	写	1984年 (昭和59年) 3月30日	樋口陽一、 佐藤幸治他	憲法前文第1項の掲げる国民の信託による国政の思想は、「その権威は国民に由来し」として統治の正当性根拠は国民に由来し、所在を指し、「その権力は国民の代表者がこれを行使し」として、より具体的に、国民が政治決定に参加すべきことの要請までを含み、「その福利は国民がこれを享受する」として、統治の目的が国民の福利にあるとするものであること。その思想の源流にはロックらの社会契約論があること。（26～27頁） 国籍自由の原則とは、国籍の得喪は個人の自由意思によるべきものであるという要請であり、「わが国の場合、日本国憲法によって立つ国際協和の精神からいって、できるだけかかる理想を具現するような国籍法制が定立されることが要請されている」こと。（210～211頁）
甲3	Subject: 戸籍法違反について (東京法務局民事行政部戸籍課 担当 斎藤氏)	写	2017年 (平成29年) 11月17日	原告代理人 仲晃生	法務省は、外国国籍を自己の志望により取得した日本国民について、「日本国籍を喪失した者は既に外国人ですが、国籍喪失者本人が国内に居住する場合は、国籍喪失の届出義務があります」として、外国滞在中は国籍喪失届を提出する義務はないという運用を行なっていること。
甲4	法務省ホームページ（国籍Q & A）（抄） http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html	写	不明	法務省	被告が、国籍法第11条第1項について、「自分の意思で外国国籍を取得した場合、例えば、外国に帰化した場合等には、自動的に日本国籍を失います。」と解釈していること。（Q12）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 5	法制審議会国籍法部会 第10回議事速記録 (抄)	写	1983年 (昭和58年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	1983（昭和58）年12月26日、国籍法を改正するために開催された法制審議会国籍法部会第10回会議で、国の担当者である細川清は、複数国籍者本人の「法律の不知」に配慮して選択催告を日本国籍喪失の要件にすることにした、と説明したこと。（5頁）
甲 6	日台複数籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件 調査報告書（抄）	写	2021年 (令和3年) 9月16日	日本弁護士 連合会 人権擁護委 員会	法務省は、日本国籍の選択宣言の後に行うべき国籍法16条1項の外国籍離脱の努力の履行については、「個別に確認しておらず、把握もしていない」こと（4～5頁、14頁）。 法務省は、1985年に改正国籍法が施行され、国籍選択制度が導入されてから現在に至るまで、国籍法上複数国籍者に対し法律上の義務として課されている国籍選択義務を履行しない者に対する催告（国籍法15条）を実施したことはないこと（14頁）。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 7	昭和59年4月13日 衆議院法務委員会議録 (抄)	写	1984年 (昭和59年) 4月27日 衆議院 事務局	昭和59年(1984年)の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、国籍は、一旦与えられた後に国によって恣意的に奪われてはならないという意味では権利であろうと説明したこと。(4頁第3段) 上記審議で政府委員が、「(国籍を)何があつても一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた」旨、説明したこと。(14頁第3～4段) 上記審議で政府委員が、国籍法11条1項について、外国籍を志望取得した場合には日本国籍が形骸化するので当然に日本国籍が喪失すると説明したこと。(17頁第3段)
甲 8	昭和59年5月10日 参議院法務委員会会議録 (抄)	写	1984年 (昭和59年) 5月23日 参議院 事務局	昭和59(1984)年国籍法改正に際して、政府委員が、日本国籍の恣意的剥奪は許されないという見解を示していたこと。(3頁第4段、4頁第2段) 昭和59年(1984年)の国籍法改正のための国会審議において被告の政府委員が、複数国籍は「国家というものの考え方から望ましい存在ではない」という考えを示していたこと。(12頁第1段)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 9	法制審議会国籍法部会 第2回会議議事速記録 (抄)	原本	1982年 (昭和57年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	1982 (昭和57) 年1月26日、国籍法を改正するために開催された法制審議会国籍法部会第二回会議で、国の担当者である田中泰久は、兵役義務のない日本では複数国籍が「困る」ことの「説明がしにくい」と言い、複数国籍は「いろいろな場合の場合に困るのかということをおもも考えたい」と述べたうえで、部会参加委員と幹事等に対して、複数国籍ではどのような場合に困るのかを指摘してほしい旨を請うたこと。(39～43頁) 現憲法制定により複数国籍防止を図る必要性も正当性もなくなくなってしまったことを、遅くともこの頃までに国は認識していたこと。
甲10	意見書 (東京訴訟控訴審)	写	2021年 (令和3年) 5月3日	近藤敦	憲法10条の立法裁量は、恣意的な国籍剥奪禁止原則などの国際慣習法、憲法の基本原理、憲法22条2項、13条、14条1項の人権規定、及び98条2項との体系的解釈により、大きく制限されていること。(2頁) 憲法10条に基づく国籍の立法裁量原則は、かつての国家主権万能の時代の無制約なものではなく、今日、その規範内容は、恣意的な国籍剥奪禁止原則などの国際慣習法、憲法の基本原理、憲法22条2項、13条、14条1項の人権規定、及び98条2項との体系的解釈により、大きく制限されていること。(2頁) もし仮に「自由」は作為の自由しか意味しないとの理解に立てば、たとえば、憲法21条1項の表現の自由は、沈黙の自由を保障せず、憲法20条1項の信教の自由は、

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟控訴審）	写	2021年 (令和3年) 5月3日	近藤敦	信仰を強制されない自由を保障するものではないことになること。（2～3頁） 憲法22条2項は人権保障規定の一つとして憲法第3章に置かれているところ、「大多数」の日本国民は、原告のように居住国の国籍を取得しても日本の国籍の離脱を望んでおらず、「極めて少数」の人しか日本国籍の離脱を望んでいないのが実態であり、仮に憲法22条2項が「離脱する自由」しか保障していないとすれば、日本国籍の離脱を望まない大多数の日本国民にとって、同条項は人権保障の規定ではなく、日本国籍剥奪という極めて重大な人権侵害を看過し正当化する規定に過ぎなくなるが、このような結論を導く憲法解釈に対して、「個人の尊重」を掲げ「自由」に対して国政上「最大の尊重」を求める憲法13条所定の「基本的人権の尊重」の基本原則からは、疑問である、とする批判があること。（3～4頁） 離脱を妨げられない自由」「国籍を変更する自由」と②「国籍を離脱しない自由」（「国籍離脱を強制されない自由」「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」）が含まれており、当初、君主主権の君主制国家（かつての大英帝国や大日本帝国）の臣民としての地位である国籍を離脱して国民主権の民主国家（米国など）の主権者たる市民の地位である国籍を取得することが問題とされた時代には①の「国籍変更の自由」の側面がクローズアップされたが、国民主権の民主国家の国民にとって

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟控訴審）	写	2021年 (令和3年) 5月3日	近藤敦	は、②の自己の意思に反して「国籍を離脱しない自由」の側面こそが、人権としての「国籍離脱の自由」の規範内容としては重要であること。（5頁） 憲法22条2項の「国籍離脱の自由」も、国籍を離脱する自由としての「国籍変更の自由」に限らず、今日、国籍を離脱しない自由としての「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を保障するものと解釈する必要があること。かつて「ひとたび臣民となった者は永久に臣民である」との永久忠誠が問題であった君主主権の時代には、国籍変更の自由が重要な意味を持っていたが、国民主権下の民主国家では国籍変更の自由は、もはや自明のことであり、しかも、諸外国の憲法と比べても、珍しく、あえて日本国憲法が明文で「国籍離脱の自由」を掲げている以上、その内容を国籍変更の自由の意味にとどまると解すべきではないこと。（5頁） 国民主権原理に即して考えたとき憲法22条2項は「自発的に国籍を放棄しない限り、自由な国に国民として留まる憲法上の権利」を保障するものであるととらえるべきであり、また、同権利の制約は憲法13条の幸福追求権の制約として必要最小限でなければならないから、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されず、特別に国家の安全や国籍を脅かす事例を除き、一般に、通常の帰化などにより外国の国籍を取得しただけで日本国民の日本国籍を剥奪する場合にやむにやまれぬ政府利益があるとはいえないこと。（6頁）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟控訴審）	写	2021年 (令和3年) 5月3日 近藤敦	「国籍を離脱する自由」「国籍変更の自由」は、君主主権原理に対応した主要な規範内容であり、「国籍を離脱しない自由」が、国民主権原理に即した国籍離脱の自由の主要な規範内容であること。国籍離脱の自由のこのような両義的な内容が国民主権下の憲法13条の「生命、自由及び幸福追求」の権利にとっては不可欠であること。この不可欠性は、憲法22条2項の淵源である米国の1868年7月27日の法律1条で宣言されていること。日本国籍を離脱しない「自由」の制約は、自由及び幸福追求に対する国民の権利は立法その他の国政上最大の尊重を必要とするとされている以上、必要最小限のものでなければならず、「やむにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない」と解釈すべきこと。（5～6頁）。 自国民が外国国籍取得した場合に原国籍を失わない制度を有する国が2020年には世界の76%に達したこと。（6～7頁） 複数国籍による外交保護権の衝突のおそれについては、これを解決するための国際慣習法上のルールが存在しており、被告は当該ルールを遵守する憲法上の義務を負うこと。（7頁） 兵役義務の衝突は、徴兵制度が禁止されている現憲法下では生じ得ないこと。（8頁） 重婚の発生は、複数国籍とは無関係であること。（7～8頁）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟控訴審）	写	2021年 (令和3年) 5月3日 近藤敦	複数国籍を肯定する大多数の国では、複数国籍は、国の安定を促進し、個人の社会参加の可能性を広げ、「公共の福祉」にかなうものだとされている。また、複数国籍は、平和主義、民主主義、人権擁護などを促進する手段として歓迎され、国の安定、移住者の統合、移住者の安定した将来計画、移住者の複合的なアイデンティティへの対応に役立つとされている。平和主義、民主主義（国民主権）、人権擁護は、まさに日本国憲法の基本原理であり、複数国籍の肯定は憲法の基本原理上の要請であるといえる。一方、複数国籍を認める国に住む日本国民が、居住国の国籍を取得しつつ日本国籍を保持することに、実は何の問題もないこと。（7～9頁） 血統主義を採用し複数国籍に消極的だったスウェーデンが2001年に複数国籍を全面的に認める国籍法改正を行った背景には、兵役義務の衝突や外交保護権の衝突といった国家の不利益と従来考えられてきた複数国籍の問題は、実際には非常に限られたものであり、人の国際移動や国際結婚の増大により複数国籍者が増大する中、現実にはほとんど何も問題にならないことが明らかになったとの認識があったこと。（8～9頁） 今や、「複数国籍の弊害の議論よりも、複数国籍の有益性の議論の方がはるかに優越している」のが世界の現実であること。（9頁） 平和主義、民主主義（国民主権）、人権擁護は、日本国憲法の基本原理であり、複数国籍の容認・肯定は憲法の基本原理上の要請であるといえること。（7～9頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟控訴審）	写	2021年 (令和3年) 5月3日	近藤敦	通説が、世界人権宣言15条2項（「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」）の後段が「国籍を変更する権利」について定めていることを解釈指針として、憲法22条2項は無国籍となる自由を保障するものではないとするのと同様に、世界人権宣言15条2項の前段が「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ……ない」としていることを解釈指針として、憲法22条2項は日本国籍の専断的（恣意的）剥奪を禁止すると解すること。（11頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲11	国籍単一の原則に対する 疑問	写	昭和59年 (1984年)	芹田健太郎	昭和59年(1984年)の国籍法改正当時、「国籍唯一の原則」を固守することの合理性、必要性に対する疑問が国際法の第一人者から提示されていたこと。
甲12	逐条国籍法 ―課題の解明と条文の解説― (抄)	写	2021年 (令和3年) 4月6日	木棚照一	国際法上、いかなる国も、自国の「対人主権の範囲を画するもの」として自国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできても、他国の「対人主権の範囲を画するもの」である他国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできないとされており、これを国籍立法に関する「主権尊重の原則」あるいは「国内管轄の原則」ということ。(31～33頁) 学説が、国籍単一の原則は、国籍立法上の理念ではあるものの、実際には「どこまでも、国籍立法上の理想の一つ」に過ぎず、でき得る限り、無国籍および重国籍を防止すべきであるとするものに過ぎず、この原則を徹底させることは不可能であると解説していること。(34～36頁)。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説— (抄)	写	2021年 (令和3年) 4月6日	木柵照一	国籍法11条1項の前身である明治国籍法20条について、「一国に不忠不義なる者に科する人為的制裁を意味」する（三輪富十・岩崎勝三郎『国籍法注釈』（柳原文盛堂・小林仙鶴堂、1899（明治32）年）とする解説がなされていたこと。（546頁） 自己の志望によって外国国籍を取得するからといって、当然に本人が従来国籍を放棄する意思を有しているとするのは一つの擬制に過ぎず、実際には従来国籍を放棄する意思を有していない場合もあり得るのであり、比較法的に見ても、日本の国籍法のように志望による外国国籍を取得を無条件に自動的国籍喪失原因とする国のほか、自国外に住所を有することやその外国に住所を有することを条件として国籍喪失原因とする国、志望による外国国籍取得を当然に国籍喪失原因とせず、別に国籍離脱の意思表示をすることによって国籍喪失の効果が生じるとする国、志望による外国国籍の取得の場合であっても国家の許可を得なければ国籍喪失の効果が生じないとする国があること。（547頁） 「国籍法11条1項による日本国籍の喪失は、本人が従来有していた国籍を離脱する意思を有しないときでも生じるので、むしろ志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果とみるべきであるから、個人の意思による国籍の喪失と区別すべきであること。（547頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説— (抄)	写	2021年 (令和3年) 4月6日	木棚照一	国籍が各国の主権事項とされている点からみれば、一つの国の国内法のみによって国籍単一の理想を実現することはそもそも無理であると解されること。ある人が外国に帰化し、又は外国の国籍を選択したことによりその国の国籍を喪失すると規定したとしても、そのような外国の国籍に関する正確な情報を得ることは、帰化について相互通報合意が極めて少数の国との間でしか実現できないこと。そのため、国家が他の外国にある者がその国の国籍を持つかどうかを調査し、正確に複数国籍者を把握することは原則的にはできず、結局、本人が正確にその事実を認めるかどうかに依存せざるを得ないこと。現在の民主主義的な諸国における国籍を自由で平等な人々の社会契約に基づく法律関係として捉える立場からみると、偶然見つかった複数国籍者のみに国籍喪失届を強要することは、正義に反する不正な行為ということになり、これを許す国籍法11条1項は憲法14条の法の下での平等、憲法13条の幸福追求権等の憲法上の人権条項に反する疑いがあり、かつては多くの国で採られていた同条項のような規定を採る国が減少しているのはこのことに関連すると考えられること。(550～551頁) 国籍法11条1項の立法目的として国籍変更の自由をもはや持ち出すべきではないと解されること(556頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説— (抄)	写	2021年 (令和3年) 4月6日	木棚照一
				国籍法11条1項は外国籍を取得した日本国民の間に実質的公平に反する現象を広く生じさせざるを得ない規定であり、1997(平成9)年頃には、毎年3万人程度の複数国籍の可能性を持つ人が生じており、すでに指摘した複数国籍の申請をめぐる実質的不公平の弊害が顕著になっていたこと(556～558頁)。 「国籍変更の自由の保障」については、明治国籍法の時代と異なり国籍離脱の制度が国籍法13条に別に定められているから、国籍法11条1項の立法理由として国籍変更の自由を持ち出すのは不適切であること。(556頁) 新たに複数国籍となった者が1992(平成4)年には年間2万人を超え、1998(平成10)年には年間3万人をかなり超え、2007(平成19)年には年間で3万8000人に達し、平成になってからの30年間で合計90万人以上の日本国民が複数国籍となったとする推計が研究者によってなされていること。(556頁) 国籍法11条1項の違憲性は、国連難民高等弁務官事務所(の「無国籍に関する第5ガイドライン」中の「専断的(恣意的)な国籍剥奪」を防止するためのガイドライン(2020年5月)に則って検討されるべきこと(556～557頁)。 1982(昭和57)年から2019(令和元)年までの、外国の国籍を志望取得したことで日本国籍を喪失したという届出または報告のあった国籍喪失者及び、国籍選択(国籍法14条)を行った者を含む国籍離脱者の人数の推移。(865～866頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲13	国籍法〔第3版〕 (16頁乃至21頁)	写	1997年 (平成9年) 7月30日	江川英文他	国籍とは、個人が特定の国家の構成員である資格を意味すると説明されていること(3頁)。 国籍が国際法上、国内法上、国際私法上の機能を有し、日本国籍を有することが国内法上、出入国・居住・就労の権利等を制約を受けずに行使・享受する等のうえで重要な意味を有すること(10～14頁)。 国籍法第11条第1項の立法目的は重国籍の発生防止であり、重国籍発生を防止すべきとする思想の根底にあるのが、人は唯一の国籍をもつべきであるという思想(「国籍唯一の原則」)であること(18頁、131頁)。 複数国籍の防止の必要性を重視する文献においても、国内管轄の原則(16～17頁)があることをふまえて、学説上しばしば主張される「国籍唯一の原則は、どこまでも、国籍立法上の一つの理想であり、できる限り、無国籍および重国籍を防止すべきであるとするものにすぎず、この原則を徹底させることの不可能であることは前述のところからして明らかである」とされていること(19頁)。 国籍法第11条第1項の最終文節は「日本の国籍を自動的に失う」と解釈されること(133～134頁)。 明治憲法下の国籍法では、日本国籍の離脱には政府の許可等の条件が付されており、個人の自由意思に基づく日本国籍離脱が容易には認められなかったこと(138～139頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
	国籍法〔第3版〕 (16頁乃至21頁)	写	1997年 (平成9年) 7月30日	江川英文他	国籍法第11条第1項の定める日本国籍喪失について、それは「直接に個人の意思に基づくものではないが、志望により外国の国籍を取得することは、その反面、間接的には、従来の国籍を離脱する意思の表現とみるのが自然であるから、広い意味において個人の意思に基づく国籍の喪失の一場合とみることもできるであろう。」とする学説があること(131頁)。 戸籍法上の国籍喪失届は外国国籍取得という事実を報告するものに過ぎないこと(133～134頁)。
甲14	いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか	写	1986年 (昭和61年) 3月	永田誠	「国籍唯一の原則」なるものは存在しないし、存在し得るはずがないこと。 被告は、「国籍唯一の原則」が存在しないことを詳細に論証した意見書を、昭和58年(1983年)5月14日に永田から提出されていたこと(94〔583〕頁)。 重国籍による弊害とされてきたことが本論文の発表までに現実問題化した事例はないこと。
甲15	国籍法 初版(抄)	写	1973年 (昭和48年) 7月20日	江川英文他	江川・国籍法の初版では、国籍法8条(現11条1項)に関して、「自己の志望によって外国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を抛棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである」と説明されていたこと。(59頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲16	国籍法 新版 (抄)	写	1989年 (平成元年) 4月30日	江川英文他	平成元(1989年)に発行された江川・国籍法の新版では、国籍法11条1項に関して、「厳格に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない」と述べ、以前の説明(甲15)を改めたこと。(120頁)
甲17	逐条註解国籍法 (抄)	写	2003年 (平成15年) 10月30日	木棚照一	国籍法11条1項が本人に国籍離脱の意思がないにもかかわらず日本国籍を喪失させる根拠は、本人の離脱意思にあるのではなく、端的に複数国籍防止のためであると解されること。(338～340頁)
甲18-1	国籍法11条1項違憲訴訟 海外居住日本人の国籍に関する 報告書	写	2019年 (令和元年) 10月4日	武田里子	原告ら弁護士団が2019年5月から6月にかけて実施したウェブアンケートの回答内容。 国籍法11条1項が、日本国民に苦渋の選択を強いるとともに、日本社会にとっても不利益をもたらしており、同条項が違憲無効となれば、個人及び日本社会にとっても大きなメリットがあること(介護の負担、相続問題、社会保障の受益、家族離散の防止などについて、「6. まとめ」)。(16～17頁) 居住国の国籍を取得できないために実に様々な生活上の支障を甘受せざるを得ないという現実があること。 多くの海外在住の日本国民が、その居住国でよりよい人生を送るために国籍を取得したい、国籍がないために被る不利益を回避したい、と願う一方で、国籍を通じて日本との繋がりを保っていたいとも切望し、そのために日本国籍を捨てて居住国に帰化することを躊躇していること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲18-2	添付集計表 国籍法11条1項適用者	写	2019年 (令和元年) 10月4日	武田里子	甲18のウェブアンケートに回答した497名中、国籍法11条1項の適用対象者52名の回答内容。
甲18-3	添付集計表 外国籍取得予定者	写	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	甲18のウェブアンケートに回答した497名中、外国籍取得希望と回答した271名の回答内容。 日本国籍をアイデンティティであると回答した者が多数あったこと。
甲19	「国籍を離脱する自由」雑感	写	1994年 (平成6年) 5月	奥平康弘	憲法学者の奥平康弘が、「ぼくには、国籍というものを単に便宜的なものと受け止めたくない思いがある。生まれたときからぼくのなかに埋め込まれていた国籍は、まことに冷たい制度であって反逆したくもなるが、疑いもなく自分のアイデンティティの一部（ビロングング）を構成している。こういうものとして、冷たい制度でありながら、よきにつけ悪しきにつけ、心情的なるものが底辺を流れている。ときとところで衣の如く着替えるということは、ぼくにはできそうにない。」と述べ、生来の日本国籍が自分にとってのアイデンティティの一部になっていることを極めて率直に記していること。（8頁）
甲20	民法修正案理由書 附 法例修正案 国籍法案 不動産登記法案 各理由書 (抄)	写	明治31年 (1898年)		明治32年国籍法第20条（「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」）の提案理由が、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」とされていたこと（66～67頁）。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲21	國籍法 (抄)	写	1938年 (昭和13年) 3月1日	實方正雄	昭和13 (1938) 年には明治國籍法20条の説明として「國籍自由の原則」や國籍變更の自由を挙げる見解が現れていたこと。(3～6頁) 複数國籍の防止よりも「我が國特有の家族制」が優先されていたこと。(7頁) 同文献はまた、「日本人が其の志望によりて外國の國籍を取得した以上、既に日本人たることを欲しない」のであるから「日本人として強制し置くことは適當ではなく」としたうえで、「此の場合の日本國籍喪失は外國國籍取得の反射的效果であつて、直接日本國籍の離脱乃至拋棄に向けられた意思行為の法律効果ではない。だから、嚴格に言へば、『意思行為に基づく法律効果としての國籍喪失』と言ふ項中に國籍離脱(國籍二〇條ノ二、二〇條ノ三)と一括して之を説明することは或は適當でないかも知れないが、制度の精神上かる取扱も必ずしも不當ではあるまい」と説明していたこと。(56頁以下)
甲22	法典調査会速記録 (抄)	写	1939年 (昭和14年) 12月		明治31年 (1898年) の國籍法典調査会で、法案作成者も重國籍發生の防止などできないと認識しており、法案を説明した梅謙次郎が「復國籍又ハ無國籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラス」(42頁)などと述べたこと。 同調査会において、古賀廉造委員が「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重國籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令デアリマス」(93頁)と発言したこと。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲23	昭和25年4月19日 参議院法務委員会会議録 (抄)	写	1950年 (昭和25年) 5月11日 参議院 事務局	明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的が、主として憲法及び民法の改正に伴って、憲法や民法の明文あるいは精神と合致しない点をあらためていくことにあったこと (7頁第4段政府委員の発言)。 現国籍法案の国会の議論において政府委員は、法案第8条 (現11条1項) について単にその要件と効果を述べるのみで、同条項案と憲法との関係を検討した形跡すらうかがえないこと (8頁第2段から第3段にかけての政府委員の発言)。
甲24	昭和25年4月4日 衆議院法務委員会議事録 (抄)	写	1950年 (昭和25年) 4月27日 衆議院 事務局	現行国籍法制定時の衆議院における法案説明において、政府委員が従前の国籍法と異なる点の概要を説明した際、新法8条 (現行11条1項) に関する言及はなく、説明の終了時に「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と説明がされたこと。(10頁第3～第5段)
甲25	昭和25年4月4日 参議院法務委員会議事録 (抄)	写	1950年 (昭和25年) 4月21日 参議院 事務局	現行国籍法制定時の参議院における法案説明において、政府委員が従前の国籍法と異なる点の概要を説明した際、新法8条 (現行11条1項) に関する言及はなく、説明の終了時に「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と説明がされたこと。(9頁第1～第3段)
甲26	昭和25年4月10日 衆議院法務委員会議事録	写	1950年 (昭和25年) 5月3日 衆議院 事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条 (現行11条1項) に関する言及がないこと。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲27	昭和25年4月12日 衆議院法務委員会議事録	写	1950年 (昭和25年) 5月4日	衆議院 事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
甲28	昭和25年4月21日 参議院法務委員会議事録	写	1950年 (昭和25年) 5月13日	参議院 事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
甲29	昭和25年4月24日 参議院法務委員会議事録	写	1950年 (昭和25年) 5月9日	参議院 事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）による複数国籍防止について答弁がなされているが（1頁第3段落）、同条項と「国籍変更の自由の保障」の関係は論じられなかったこと。新法8条（現行11条1項）に関する言及はほとんどなかったこと。
甲30	国籍法逐条解説（抄）	写	1974年 (昭和49年) 4月20日	田代有嗣	日本国民が外国に帰化しようとする際に、当該外国の帰化制度が帰化によって日本国籍を離脱することを求めている場合に、国籍法8条（現行11条1項）によってその者の当該外国への帰化がはじめて実現する、として、同条項の「国籍変更の自由の保障」という効用について解説する文献が、1974年に発行されたこと。（510～511頁）
甲31	韓国国籍法	写			韓国の国籍法10条は、韓国国籍を帰化手続により取得した者に対して、帰化後一定期間内の原国籍離脱または韓国国内での外国の国籍の不行使を求めていること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲32	新國籍法論 (抄)	写	1936年 (昭和11年) 7月1日	兒玉政介	1936 (昭和11) 年に世界の国籍法制を調査した兒玉政介は「各国の立法例に於ては必ずしも之 (原告代理人註: 自国への帰化と同時に旧国籍を喪失すべきこと) を一要件として居らぬ」と分析し、同書で分析された34か国中、自国への帰化と同時に旧国籍を喪失すべきとする法律を有していた国はルーマニアのみであったこと。(313~314頁)
甲33	国籍法 下巻 (抄)	写	1950年 (昭和25年)	平賀健太	1950 (昭和25) 年に平賀健太 (法務府民事局第二課長、法務府民事法務長官総務室主幹) が著した国籍法の解説書では、志望による国籍取得の条件を例示するために挙げられた7カ国 (原告が国籍を取得した米国を含む。) の中で原国籍放棄を条件とする唯一の国がチリであったが、それも「公証人の前で原国籍を放棄すること」を条件とするのみで、原国籍放棄がなされるべき時期は不明であったこと (286~292頁)。 同書では、国籍法11条1項の日本国籍喪失にかかる意思の内容について、「志望によって外国の国籍を取得する場合には、その反面において当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであるから、これまた志望による国籍の喪失と呼ぶもさしつかえない」として、本人の意思に基づく日本国籍喪失であると説明されていたこと (358頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲34	民事月報39巻6号 「国籍法の一部を改正する法律 の概要」(抄)	写	1984年 (昭和59年) 9月30日	法務省民事 局第五課長 細川 清	昭和59年に新設された国籍法11条2項の立法趣旨は、「(国籍法14条の) 国籍選択制度と類似の制度を有する外国において、当該外国及び日本の国籍を有する者が、当該外国の法令に従い、当該外国の国籍を維持確保し、日本国籍を不要とする旨の意思を明らかにしたときは、その時に日本国籍を当然喪失することにある。」というものであり、同条項による日本国籍の喪失は本人の意思に依拠するものといえること。(34～35頁)
甲35	平成16年6月2日 衆議院法務委員会議録	写	2004年 (平成16年) 6月21日	衆議院 事務局	2004(平成16年)当時の被告によれば、1985(昭和60)年当時は年間1万人程度の複数国籍者が生じていたが、1992(平成4)年頃には2万人程度、2002(平成14)年には約3万3000人を超える複数国籍者が生じたと考えられること。(9頁第2段、第4段) 国会において政府委員が、古い時代のことは知らないし、最近も「具体的に重国籍で何らかの問題が生じたという事例は把握しておりません」と答弁したこと。(9頁第4段) 昭和59年改正において選択催告制度が新設されて以降、本条による選択催告が行われた例はないことの理由について、国会答弁において政府委員が、「国籍を喪失するということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろう」と説明したこと。(10頁最下段)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲36	平成21年5月12日 衆議院法務委員会議録	写	2009年 (平成21年) 5月21日	衆議院 事務局	これまでに重国籍による弊害が 現実化して対処を迫られるよう な事例がなく、被告も重国籍防 止を徹底しようとはしていない 旨の説明が政府委員からなされ たこと。(6頁2段から3段の政 府委員答弁)
甲37	1 国籍法抵触条約(翻訳) 2 二重国籍の場合における軍 事的義務に関する議定書(翻 訳)	写	2018年 (平成30年) 3月15日	岩沢雄司	国籍法抵触条約(国籍法の抵触 に関連するある種の問題に関す る条約)及び二重国籍の場合に おける軍事的義務に関する議定 書の内容と批准状況。
甲38	わが国が未批准の国際条約一覧 —2013年1月現在	写	2013年 (平成25年) 3月	国立国会図 書館 調査及び立 法審査局 議会官庁資 料課	無国籍及び複数国籍をなくすこ とを理想とし、国籍に関する一 般的原則を定義する国籍法抵触 条約について、被告が未批准で ある理由として、同条約第4条 (重国籍と外交的保護の関係) が挙げられており、被告には外 交保護権の衝突を避ける必要を 重視していないと考えられるこ と。
甲39-1	International standards on nationality law: texts, cases and materials (抄)	写	2015年 (平成27年)	Gerard-Rene de Groot and Olivier Willem Vonk	国籍法抵触条約の第1章に示さ れる諸原則は国際慣習法になっ たこと。(87頁) 同条約では二重国籍の発生を防 ぐための具体的努力はほとんど なされなかったこと。(87頁)
甲39-2	甲39-1の日本語訳	写		原告代理人 仲 晃生	同上。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲40	註釈日本国憲法（2） 国民の権利及び義務（1） §10～24 （抄）（、63頁乃至87頁、139 頁乃至160頁）	写 2017年 （平成29年） 1月30日	長谷部恭男 編 土井真一他	近年の憲法の注釈書では、「国籍の保持が当該国家によって自己の権利・利益を保障される前提条件となっていることを考えれば、合衆国判例の立場（原告代理人註：連邦議会は合衆国市民権を本人の意思に反して奪うことができないとしたAfroyim v. Rusk 387 U.S. 253, 267 (1967) の立場。）を原則とすべきであろう。」として、本人の意思に反して国籍を奪うことは原則としてできないと解説されていること。（40～50頁） 「個人の尊重」原理が、立憲主義及び基本的人権保障の基盤であり、「我が国の基本的価値」であり、「憲法の根本原則としてすべての法秩序に対して妥当する客観的規範」であること。（64～65頁、83頁） 憲法13条後段の「公共の福祉」もまた「個人の尊重」原理に反する内容のものであつてはならず、「個人の尊重」原理に反する「個人の尊重」原理に反する国家権力行使の目的は「公共の福祉」として正当化され得ないこと。（64～65頁、146頁） 「個人の尊重」原理にいう個人の「尊厳」とは、交換可能な手段的有用性を示す「価格」とは異なり、固有の存在意義・目的を有する存在者の価値的属性を示すものであること。（69頁）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	註釈日本国憲法（2） 国民の権利及び義務（1） § 10～24 （抄）（、63頁乃至87頁、139 頁乃至160頁）	写 2017年 （平成29年） 1月30日	長谷部恭男 編 土井真一他	「個人の尊重」の理念によれば、国家は、国民を専らその権力的支配に従属する客体としてのみ取り扱ってはならず、一人ひとりの国民が固有の存在意義・目的を有し、それに基づいて独自に活動する自由を保持すること、及び自己の存在に対して配慮を求める資格を有することを承認しなければならないこと。国民が国家との関係において人格であるとは、その理念において、各国民が、その生活領域全般にわたって、国家の意思に包括的かつ無条件に隷属する存在ではないことを意味すること。（69～70頁） 各人を固有の存在意義・目的を有する個人として尊重するとは、各人の存在の唯一性および代替不能性を承認したうえで、各人の存在意義および生きる目的を最大限尊重し、その実現のために活動する自由を認めることを意味すること。そしてそれは、各人の個性とその自由な発展を重んずることにつながるということ。（70～74頁） 日本国憲法が徴兵制を禁じており、被告も徴兵制を違憲としていること（259頁）。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲41	昭和59年4月3日 衆議院法務委員会議録（抄）	写	1984年 (昭和59年) 4月12日 衆議院 事務局	昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、「国籍唯一の原則」が「世界における国籍を考える場合の一つの重要な原則とされている」として、同原則は「非常に重要な準拠すべき原則である」と考えている旨説明したこと（3頁第3段）。 同審議で政府委員が、年間一万二千人程度の複数国籍者が生じるのではないかとの見通しを説明したこと（5頁第1段）。 同審議で政府委員が、複数国籍のメリットを問われて「税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということですので、それほど差異はなかろうかと思えます」と答弁したこと（12頁第4段）。 同審議で政府委員が、外国での帰化を日本側で完全に把握することができないため、どの程度の数があるかわからない旨答弁したこと（15頁第2段）。 同審議において被告が、重国籍の発生防止を前提としない他国の制度の存在を認識していたこと（25頁第2段から第3段の野党委員と政府委員の質疑応答）。
甲42	出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第4版（抄）	写	2012年 (平成24年) 10月1日 坂中英徳他	出入国管理及び難民認定法における「出入国の管理」の具体的な意味内容、特に外国人の出入国の「公正な管理」及び日本国民の出入国の管理の各意味内容に関する解説。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲43	平成18年3月16日 参議院法務委員会会議録 (抄)	写	2006年 (平成18年) 3月30日	参議院 事務局	参議院法務委員会で河野太郎法務副大臣(当時)が、「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってきて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」と説明したこと。(10頁2段目、後ろから2つめの段落)
甲44	意見書(東京訴訟第1審)	写	2019年 (令和元年) 9月24日	近藤敦	日本国籍離脱の自由(憲法22条2項)は、本人が無国籍になる場合には認められないこと。(8頁) 出生時に日本国籍を取得した生来の日本国民からその意に反して日本国籍を剥奪する日本政府の行為は、憲法13条を根拠とする「基幹的な自己人生創造希求権」自体の剥奪・制約に相当し得ること。(9頁) 出生時に日本国籍を取得した生来の日本国民からその意に反して日本国籍を剥奪する日本政府の行為は、憲法13条を根拠とする「基幹的な自己人生創造希求権」自体の剥奪・制約に相当し得ること。(9頁) 「国籍を離脱しない自由」は、憲法22条2項だけではなく憲法13条によっても保障される重要で根源的な自由であり、憲法22条2項は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める憲法13条と結びついて、「個人の意思に反して国籍の離脱を強制されない自由」すなわち「日本国籍を離脱しない自由」を保障しているというべきであること。(10頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	意見書（東京訴訟第1審）	写	2019年 (令和元年) 9月24日	近藤敦	我が国においても日本国籍を剥奪することはやまにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されず、外国の国籍を志望取得しただけでは、日本国民の国籍を剥奪するためのやまにやまれぬ政府利益があるとはいえないこと。（10頁） 1997年に採択されたヨーロッパ国籍条約15条が、複数国籍に関して中立の立場を表明し、加盟国が自由に決定できることとしたこと。（12頁） 憲法22条2項が由来する米国で、市民には「自発的に市民権を放棄しない限り、自由な国に市民として留まる憲法上の権利」が認められ、米国市民権を放棄する自発的な意思の存在が証明されない限り米国市民権が喪失させられることはない旨が法定されたこと。（14頁） ヴァンス対テラザス事件における米国連邦最高裁の判断は、6年後の1986年移民法に反映され、さらに米国国務省は、1990年に外国への帰化＝国籍離脱の意思表明という前提を撤回し、1995年には、二重国籍の承認を宣言するに至ったこと。（14頁） 平和主義・民主主義・人権擁護を促進する手段として複数国籍の増大を歓迎する見解が増えていること。複数国籍の肯定は本人にとってプラスであり国家にとっても肯定的な要素を持つことが承認されてきたこと。（12頁, 14～20頁）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
	意見書（東京訴訟第1審）	写	2019年 (令和元年) 9月24日	近藤敦	国外に移住した人の複合的なアイデンティティへの対応にとって望ましいとの観点から複数国籍を肯定する国際的な議論がなされていること。（20頁） 1970年代以降、外国籍を志望取得した場合に原国籍を喪失させる制度を諸外国が次々に廃止し、廃止した国が世界の75%に達していること。（11～18頁） 廃止の理由として、複数国籍は、移民が社会的に排除されている問題を解消し、統合を実現する上で有益であるとの見方が強まったこと（14頁）や、「多くの住民が外国人のままで居住している国は、安定を欠き、民主主義の機能不全が問題となりうる。」（20頁）ことがあること。 複数国籍が「公共の福祉」（憲法13条）に反するという明確な根拠はないこと。（21頁）。
甲45	重国籍 —我が国の法制と各国の動向	写	2003年 (平成15年) 11月	国立国会図書館立法調査局行政法務課 岡村美保子	2003年、国立国会図書館立法調査局発行の「レファレンス」において、「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とはされていない状況にあること。国籍法を改正すべき時期が来ているのではないかと、問題提起がなされたこと（63頁）。 156回国会で重国籍認容を求める請願がなされたこと（57頁脚注（2）（3））。 国籍選択の催告が行われたことがない旨を平成15年2月27日参議院法務委員会で法務省民事局長が答弁したこと（58頁脚注（7））。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲46	重国籍と国籍唯一の原則 ～欧州の対応と我が国の状況	写	2009年 (平成21年) 8月	参議院第三 特別調査室 大山尚	本論文が執筆された当時までに重国籍による弊害とされてきたことが現実問題化した事例はないこと（113頁2行目以下）。 170回国会の平成20年11月27日参議院法務委員会で法務省が、国籍選択の催告が行われたことがない旨、答弁したこと（116頁脚注（45））。 171回国会で、参議院に重国籍の請願を求める請願が提出されたこと（117頁）。 平成21年（2009年）には、参議院第三特別調査室から、「例えば、国内においては、現行の国籍法がとっている国籍選択制度等による重国籍防止策を維持するが、主に国外に生活の拠点を有する者については、日本と居住国の重国籍を許容するといったような対応も考えられる」との提案がなされたこと（118頁）。
甲47	国立国会図書館サーチ 選択制度、与党見直し検討へ 重 国籍者46万人超に	写	2021年 3月	国立国会図 書館	2007年1月、複数国籍医者が46万人を超えたとの報道があったこと。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲48	国籍の任意取得による 重国籍 (国際法外交雑誌93巻5号)	写	1994年 (平成6年) 12月	国友明彦

スイスの国籍法では外国国籍の任意取得によってスイス国籍を喪失しないとされてきたこと。スイスへの帰化の際の原国籍離脱義務は1990年改正で廃止されたこと、及びその際の議論の内容。(3頁、14～17頁)

スイスで上記義務の廃止論の根拠の一つに挙げられていたストラスブール条約の改正作業では、移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっていること、ストラスブール条約の存在にもかかわらず複数国籍者は増加しており、複数国籍発生の防止はごく部分的にしか達成されていないこと、二重のアイデンティティーを持つことは当然であること、移住先国に定住する外国人でもいつの日か祖国に帰ってそこに住む可能

性を放棄することを望まないこと、複数国籍から発生するとされてきた問題は、実際上は、過去にいわれていたほど深刻ではないと考えられること、等が挙げられていたこと。(22～25頁)

ストラスブール条約(「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」)第1条に1993年、一定の範囲で複数国籍の発生を締約国に認める5～7項が追加されたこと。(26～27頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲49-1	One-fifth of Swiss are dual-national	写	2021年 (令和3年) 1月28日	Swiss. info	2010年から2019年までの10年間で、成人（15歳）のスイス国民の二重国籍者は70万人から100万人近くまで増加し、成人の5人に1人が二重国籍となっていること。 2018年にスイス政府は、移民3世の帰化要件を緩和するという二重国籍を増加させる政策を採用したこと。
甲49-2	甲49-1の翻訳	写	2021年 3月9日	原告代理人 仲 晃生	同上。
甲50	オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」坂東雄介	写	2019年 (平成31年) 12月26日	坂東雄介	オーストラリアが、国外で自発的な行為の結果として他国の市民権を取得した者はオーストラリア市民権を喪失するという規定を2002年に削除・廃止した経緯と理由。 最初に同規定の改正の必要性を勧告したオーストラリア人権委員会の報告書（1982年）によれば、自己の志望により外国籍を取得した者からオーストラリア国籍を剥奪する国籍自動喪失規定は、他国に滞在中にオーストラリア市民権を喪失させる規定であり、自国に戻る権利を定めた自由権規約12条 4 項に違反する可能性があるなどとして、

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
	オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948年オーストラリア市民権法 s17削除論を中心に」坂東雄介	写 2019年 (平成31年) 12月26日	坂東雄介	「何人も、恣意的に国籍を剥奪されない」として国籍への権利を定める世界人権宣言15条2項を援用していたこと。(227～229頁) s 17削除の決定打となったオーストラリア市民権委員会の報告書(2000年)では、「ここでの問題は、オーストラリアが複数市民権を認めるべきかどうか、ではなく、他国の市民権を申請し、取得したオーストラリア市民がオーストラリア市民権を喪失することを認めるべきかどうか、である。」「他国の市民権を求めることは、決してオーストラリアへのコミットメントが低下したわけではない」「(出身国の市民権を喪失せずに他国の市民権を取得することを容認しているニュージーランド、大英帝国、アイルランド、カナダ、フランス、米国、イタリアなどの) 国々は、単純に、国際的に移動する人口を数多く抱え、彼らがたとえ他国の市民権を取得したとしても人々との結びつきを保持することができるとを承認している。委員会は、これらの国々が上記の実践の結果として何らかの不利益を被っているとは考えない。」「市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。委員会は、この状況がオーストラリアにとって望ましい状況だとは考えない。同じように、オーストラリアの国益にも適うとは思えない。」との指摘がなされていたこと。(234～238頁) Re patterson; Exparte Taylor 事件判決が、オーストラリア共同体を構成する政体構成員資格を剥奪する法律を制定する権限が議会にあることを前提としたうえで、「しかし、そのような議会の権限は、野放しではない。個人と共同体の関係性に變化があったときにのみ、その権限は行使しうる」と判示したこと。(239頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲51	国籍をめぐる東アジア関係 —植民地期朝鮮人国籍問題の位相—	写	2001年 (平成13年) 1月20日	水野直樹	被告が、韓国併合以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛っておくため」に、複数国籍を容認する政策をとったこと。(216～217頁) 被告が、国籍法抵触条約起草過程において、複数国籍防止に向けられた条約基礎案第16(外国帰化による国籍喪失条項)、第15(二重国籍者の国籍離脱条項)に対し、これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した、と評されていること。(2290～231頁)
甲52	フランス人とは何か —国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス(抄)	写	2019年 (令和元年) 6月20日	パトリック ヴェイユ (宮島喬他訳)	1963年「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」批准後も、フランスでは複数国籍を肯定する制度・運用が継続してきたこと。(373～374頁) 1954年4月9日法を導入した際のフランスでの議論では、「外国でフランスの文化や道徳的・経済的影響を伝播させられる状況にあるフランス人に、たとえ職業に就いている国の国籍を自らの意志で獲得したとしても、フランス国籍を保持させることは重要である。国籍の取得はしばしば何らかの役割行使の条件である」と論じられていたこと。(376頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲53	国籍法部会資料「最近における諸外国の国籍法の改正の動向——両性の平等との関係を中心として——」(抄)	原本	1982年 (昭和57年) 頃	田中康久 法務省 民事局 第五課長	1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会の会議資料として提出された標記文献が、血統主義を採用するフランスやスイス、東ドイツ、チェコスロヴァキア、シンガポール、イスラエル、チュニジア、出生地主義の米国、イギリス、オーストラリアが、複数国籍の解消に積極的に取り組んでいない旨を報告し(13～63頁)、「国籍唯一の原則をどこまで貫くかは、国によって異なっている。」(63頁)、「諸外国における重国籍の取扱い、あるいはその解消方策については、各国の置かれた国内政策、国際環境の違いから大きな差異があり」「全世界的な傾向があるわけではないと考えられる」(67～68頁)と結論づけていること。
甲54	法制審議会国籍法部会 第四回会議議事速記録(抄)	原本	1982年 (昭和57年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	昭和59(1984)年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後に本人の意思を尊重して解消を目指す方向へ転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかったこと。 (2～9頁) 上記の国籍法部会において、田中康久幹事が、(現在は最高裁判例で権利として保障されることが確認された)在外国民の選挙権行使に否定的な見解を示しながらも、複数国籍の具体的弊害や複数国籍を防止解消することと現行憲法の憲法原理との関係については何ら具体的に説明できず個人的な感覚を表すにとどまり、複数国籍の解消については「基本的にはなるべく認める方がいいのではないかと説明するしかできなかったこと。 (23頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲55	法制審議会国籍法部会 第九回会議議事速記録 (抄)	写	1983年 (昭和58年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、細川清幹事が、当時の各国情勢として、外国に帰化した自国民は当然に原国籍を喪失するという国が最も多いと説明し、このような当然喪失を定める国が増えていくであろうという予想を述べたこと (50頁)。 上記の国籍法部会で、細川清幹事が、日本への帰化の要件について説明した際、「一応重国籍をなるべく発生しないようにするあるいは防止すると、可能であればそうするということが一つの理念としてあるとすると」と説明するのみで、複数国籍の発生防止を要請する具体的な立法事実を挙げることはなかったこと。(52頁)
甲56	国籍と人権	写	1997年 (平成9年) 2月10日	山本敬三	ストラスブール条約の1993年の改正は、祖国へのアイデンティティを保ったまま居住地国の国民たる地位を取得できることが望ましいとされたものであり、国籍の得喪に関して個人の人格的利益を尊重したものと考えられること。かかる傾向が世界的に広まっているという事実が、ストラスブール条約改正以降本論文執筆時までに見られたこと。(134頁以下)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲57	外国人の人権と国籍の再検討	写	1997年 (平成9年) 6月20日	山内敏弘	平成9(1997)年に、「国籍単一の原則を見直して重国籍を日本でも積極的に認めることを…本格的に検討することの方がより適切で、かつ現実的ではないか」(6頁)として、複数国籍に伴う弊害とされてきたものは重大な支障にならないことが今日では広く認識されており、複数国籍を認める国も増大し、単一国籍の原則は、もはや国際社会に一般的に通用する原則ではなくなってきたと指摘する文献が発行されていたこと。
甲58	憲法における「国籍」の意義	写	1998年 (平成10年) 5月	門田孝	「国籍」によって保障されてきた権利ないし利益は、「個人が政治的共同体に属する権利」と「個人のアイデンティティに対する権利」として説明しうること。(123頁) 民族的一体性を強調される従来の国民国家における国籍については、民族的一体性を強調されるが故に、国籍を持つと言うことは即、民族としてのアイデンティティを確認することにつながるものだったといえ、ある在日韓国・朝鮮人が日本への帰化を拒否する理由として「帰化してしまうことによって自分が在日韓国・朝鮮人としてじゃなしに、日本の方に行ってしまうと

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
	憲法における「国籍」の意義	写	1998年 (平成10年) 5月	門田孝	どうか、自分がなくなってしまうんじゃないか、というそういう気持ちがあるんです」と語ったこと。(124頁) 国境を越えての移動と定住が随処に見られる現代にあつては、国籍唯一の原則を貫こうとする限り、ある共同体へ新たに定住したうちのある者は往々にして、自己のアイデンティティを犠牲にその共同体の一員として認められるか、あるいは逆に、アイデンティティを保持して共同体構成員性の取得を断念するか、苦渋の選択を迫られることになるが、これらの権利は、そもそも一方を犠牲にして他方を取るという性格のものではないと考えられること。(125頁)
甲59	国籍相談No. 420 (戸籍時報 No. 698)	写	2013年 (平成25年) 6月	法務省民事 局 民事第一課 職員	甲61と同様の場合について、甲61の約2年前に被告は、「自己の志望によつて外国の国籍を取得」した場合に当たると解していたこと。(114頁)
甲60	国籍相談No. 429 (戸籍時報 No. 722)	写	2015年 (平成27年) 2月	法務省民事 局 民事第一課 職員	ペルー共和国国籍法第2条第3号は、外国にて出生し、父母のいずれか一方が出生によるペルー人で、未成年の間にペルー領事館で所定の登録が行われた者については、出生によるペルー人であると定めていること(75頁)。この場合、我が国国籍法11条1項の「自己の志望によつて外国の国籍を取得した」には当たらないと解されていること(76頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲61-1	ノッテボーム事件判決 (抄)	写	1955年 (昭和30年) 4月6日	国際司法裁判所	国際司法裁判所判決が「国籍は、国家と個人の間の、愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯である。」と述べたこと。(23頁)
甲61-2	甲61-1の日本語訳 (抄訳)	写		原告代理人 仲 晃生	同上。
甲62-1	人権と国籍の恣意的剥奪	写	2016年 (平成28年) 6月30日	国連人権理事会	国連人権理事会決議において、「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」(第11項)と述べられたこと(4頁)。
甲62-2	甲62-1の日本語訳 (抄訳)	写		原告代理人 仲 晃生	同上。
甲63	近時の裁判例にみる 「人格権」概念の諸相 (抄)	写	2015年 (平成27年)	木村和成	東京地方裁判所平成24年11月7日判決が「(人の出自・)国籍は自己の起源を認識する契機として、いずでも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」であると示したこと。(146(1434)頁)
甲64	家族と国籍～国際化の安定のなかで (抄)	写	2017年 (平成29年) 7月20日	奥田安弘	国籍は、国家による権利保障を受ける前提となるものであり、「権利を取得するための権利」と性質付けられることがあること。(18頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲65	憲法 第五版 (抄)	写	2011年 (平成23年) 3月10日	芦部信喜 高橋和之	憲法は国民主権原理およびそれに基づく代表民主制の原理を定めており、これら両原理は、基本的人権の尊重と確立を目的とし、基本的人権保障のための手段として不可分の関係にあること。(35～37頁) 国民主権原理も基本的人権尊重原理も、共に「人間の尊厳」という最も基本的な原理に由来すること。(35～37頁)
甲66	日本国憲法〈第3版〉 (抄)	写	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	日本国憲法成立の歴史的経緯及び、現行憲法の国民主権原理は、明治憲法によって立つ神勅主義を否定し、天皇主権の国家統治を否定して、国民こそが主権者であり政治共同体の不可欠の一員であるとするものであること。(6～14頁) 合衆国憲法は、政治を多元的な集団の交渉と取引のフォーラムと捉える政治観(プリアリズム(多元主義))を基礎とし、人民の政治参加を前提として自由の保障を図る政治理論に依

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	日本国憲法〈第3版〉	抄	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	拠していること。そこでは、どの1つの集団も、政治を支配するほど強力な力は持ち得ず、すべての集団は少数者であり、多数者を形成するためには、利害関係の異なる集団との提携によるしかなく、今日の多数者は明日の少数者であり、今日の少数者はあるの多数者であるというダイナミズムが働くこと。このような視点に立つとき、憲法は、プリアリズムのメカニズムが作動するプロセスを保証したもの、つまり現に政権の座にある集団が自分たちがいつまでも権力の座にいらることができるよう、政治変化の経路を閉ざしてしまったり、特定の少数者を排斥して新しい連合体の形成を阻止しようとすることを禁止したものと見入ることができること。日本国憲法もこのような考え方を示す規定と構造を持っていること。(38～39頁) ロールズが社会契約論を基礎に発展させた「公正としての正義」の原理を基礎づける概念として「無知のヴェール」や正義の2原則があること。(36～37頁。原告代理人註：本文献のロールズの理論に関する記述は、多様な価値・包括的教説の共存を可能にする「政治的リベラリズム」(1993年。2022年邦訳出版)の構築へロールズが進む前の「正義論」(1971年)段階でのロールズの理論の概説である。ロールズが後年に構築した「政治的リベラリズム」は松井のいう「プリアリズム」に極めて近い。)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
	日本国憲法〈第3版〉(抄)	写	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	プリュラリズム(多元主義)の立場からは、裁判所は憲法条文に示される憲法制定権者が憲法化した一定の憲法原理を適用すべきことを前提に、憲法は、民主主義原理にたつて、国民の政治参加のプロセスと国会の政策決定委が執行されるプロセスについて、双方のプロセスが開かれていて、特定の少数者を排除しないように確保したものであるから、裁判所には民主主義プロセスの機能の組織的障害を是正し、民主主義が適切に機能するよう確保する役割が期待されていると解されること。プリュラリズムの考え方では、すべての集団は少数者であり、多数者は現時点における少数者の集合にすぎず、立法者の制定した法律が、愚かな選択であり不合理とさえ思えたとしても、不満をもつ国民は基本的に政治のプロセスに訴えて法律を改廃されることを求められるが、多数者がこのような国民による銀むと政治参加による政治の変化を閉ざしてしまい、いつまでも多数者のままでいることができるような行為を行うことは、政治のメカニズムに組織的の機能障害を生じさせるおそれがあり。その機能障害を除去することに司法府の重要な役割があると解されること。(96～98頁) 松井が論ずる、やむにやまれない政府利益の基準の具体的内容。(118頁) 憲法の定める国民主権は、憲法改正への国民の直接参加と、それ以外の通常の国の政治決定については、国民主権原理に基づく代表民主制を要請していること。(136～137頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
	日本国憲法〈第3版〉（抄）	写	2007年 (平成19年) 12月30日	松井茂記	憲法の定める国民主権原理における「国民」は、憲法秩序の下における「日本という政治共同体の不可欠の構成員」であり、憲法は、すべての国民がかけがえない政治共同体の不可欠な構成員として尊重され、国民が国民としての権利を行使し政治参加することのできる過程を保障していること。その根底には、多元主義（プリュリズム）的な民主主義の考え方があること。国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されており、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されないものと考えられること。（138～139頁）
甲67-1	Afroyim v. Rusk 387 U. S. 253, 267 (1967)（抄）	写	1967年 (昭和42年)	合衆国連邦 最高裁判所	合衆国には、「この国における市民権は、協働しながら遂行する事業の一部である。市民こそが国家であり、国家とはその市民である。我々の自由な政府の本質は、一時的に公職に就任中のある市民集団が他の市民集団の市民権を奪うことができるという法原則とは、まったく調和しない。」と判示した連邦最高裁判決があること。
甲67-2	甲67-1の日本語訳（抄訳）	写		原告代理人 仲 晃生	同上。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲68	憲法Ⅰ 基本権 (抄)	写	2016年 (平成28年) 4月20日	穴戸常寿 松本和彦 他	国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を剥奪することは憲法上禁止されていると解すべきこと。(32～33頁) 国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が、権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。(36～40頁) 憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障していること。(321頁) 複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられること。(321頁)
甲69	外国人はなぜ消防士になれないか 公的な国籍差別の撤廃に向けて	写	2017年 (平成29年) 5月31日	自由人権協会	国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。(46～65頁)
甲70	外務省ホームページ ビザ・日本滞在 ビザ免除国・地域(短期滞在)	写	2022年 (令和4年) 4月15日	外務省	外国籍となった者が親族訪問のために日本に入国するためには許可が必要になる場合があること。
甲71	自己決定権 (ジュリスト増刊「憲法の争点 (第3版)」所収)	写	1999年 (平成11年) 6月	蟻川恒正	日本国憲法の保障する自己決定権の検討において、「自己定義」が、いわゆる「アイデンティティ」と同義で用いられており、「自己定義の根幹に関わる事柄について他者の支配を受けない権利」(自己決定権)があるとされていること。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲72	文化戦争と憲法理論—アイデンティティの相剋と模索 (抄)	写	2006年 (平成18年) 2月28日	志田陽子	今日の憲法学説の整理のなかでは、いわゆる「アイデンティティ」の憲法上の位置づけとしては、甲141の蟻川論文、甲142の竹中勲の整理が通説的な整理として受け入れられ、定着していること。
甲73	英国人にさせられた日本人 (雑誌アステイオン所収)	写	2018年 (平成30年) 11月	鈴木章悟	日本国籍を剥奪された際に、当該個人のアイデンティティに与える衝撃の強度および性質。祖国を離れ外国に定住するに至った人々にとって居住国の外国籍の取得は、「居住国での権利獲得の手段としてのものであるところ…自分の身分及び現地で築いた生活の基盤を守ろうとすることはことはごく自然なことで…居住先の国籍を選択することは、生活の利便性の向上のためであると同時に、極めて基本的な人権を守るためという側面」であること。同時に、これは母国にアイデンティティを求める心理とは質が異なるもので、外国籍取得は「日本人としてのアイデンティティを放棄したい、という意思の表れではない…」と考えるべきこと。
甲74	放棄された領土と住民の国籍 (抄)	写	1978年 (昭和53年) 8月25日	宮崎繁樹	国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わせしめんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限られると解すべきこと。 (42頁) 「国籍剥奪」を形容するものとして世界人権宣言の英語原文で用いられている“Arbitrary”を、宮崎繁樹が「専断的」と訳していること。(40頁)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲75	司法権と違憲審査権——客観訴訟の審査対象 (判例時報2475号臨時増刊「統治構造において司法権が果たすべき役割」第1部所収)	写	2021年 (令和3年) 5月15日	渋谷秀樹	憲法訴訟の実体理論には、人権と統治に関する実定憲法規範のみならず、その基盤となっている立憲主義などの憲法上の諸原理も含まれており、違憲審査においては憲法原理適合性が審査されるべきこと。(65頁)
甲76	GHQ草案	写	1946年 (昭和21年) 2月	GHQ	GHQ草案の内容
甲77	註解日本國憲法・上巻(抄)	写	1953年 (昭和28年) 11月10日	兼子一	現憲法は、日本から軍国主義及び極端な国家主義を除去し、平和国家を建設するという目的と、政治・経済・社会・文化のあらゆる領域にわたり、官僚主義と封建制度を排除し、自由主義的民主主義的傾向を徹底せしめ、基本的人権の尊重を確立するという目的とを実現するために制定されたこと(3～7頁、24～25頁)。 憲法調査会試案に対する「はげしい世論の反対に鑑み、最高司令官が基本的と考える諸原則に基づき、内閣の方針を変えさせることが必要だ」として、GHQ草案の作成が始まったこと(9～11頁)。 憲法12条が普段の努力で憲法の保障する権利及び自由を保持することを国民に求めた背景及び理由(331～336頁)。
甲78	(憲法問題調査委員会試案) 憲法改正・調査会の試案 立憲君主主義を確立 国民に勤労の権利義務／社説	写	1947年 (昭和21年)	毎日新聞	憲法問題調査委員会が作成した新憲法案の内容が天皇を主権者、国民を臣民とするなど旧態已然とした内容だったこと。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲79	SWNCC 228 「日本の統治体制の改革」	写	1946年 (昭和21年) 1月7日	国務・陸・ 海軍三省調 整委員会 (SWNCC) 極 東小委員会	明治憲法下の日本に関して、占領軍最高司令部が、 「国家権力は、天皇の周囲にいる数少ない個人的助言者達の手握られ、選挙によって選ばれた、国会における国民の代表者には、立法に対し限られた範囲で監督的権限が与えられただけであつた。」 などと分析していたこと。(10頁(2))
甲80	国民教育憲法大意 第三版 (抄)	写	1897年 (明治30年) 8月18日	穂積八東	明治憲法下では国民は「絶対ニ、無限ニ、国権ニ服従スル者ナリ」と考えられていたこと(31頁)。 明治憲法下の帝国議会の位置づけと権限については、「帝國議會ハ統治ノ機関ナリ統治ノ主體ニ非ズ」「帝國議會ハ天皇ノ統治權ヲ行フノ機関タリ臣民ノ權利ヲ行フノ機関ニ非ズ、臣民ハ帝國議會ヲ組織スルニ於テ參與スルコトアリ、然レトモ組織セラレタル帝國議會ハ國家ノ機関ニシテ臣民ノ事務所ニ非ス、其ノ職權ハ國家ノ機関ノ職權ニシテ臣民個人ノ權利ニアラサルナリ、例セハ立法ニ參與スルハ臣民ノ權利ノ行使ニアラスシテ統治機関ノ職權ヲ行フモノナリ」とされていたこと。(43~44頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲81	臣民の道 (抄)	写	1937年 (昭和12年) 3月30日	文部省 教学局	明治憲法下では文部省によって「皇國臣民の道は、國體に淵源し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。それは抽象的規範にあらずして、歴史的なる日常實踐の道であり、國民のあらゆる生活・活動は、すべてこれ偏へに皇下を振起し奉ることに歸するのである。」(1頁) 「天皇へ隨順奉仕するの道が臣民の道である。」(42頁)、 「皇國臣民たるものは大御心を奉體し、粉骨砕身、臣民の道を實踐して皇恩に報い奉らねばならぬ。」(44頁) などとされていたこと。
甲82	國體の本義 (抄)	写	1941年 (昭和16年) 3月31日	文部省 教学局	明治憲法下では文部省によって「天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である。」(35頁)、 「實に忠は我が臣民の根本の道であり、我が國民道德の基本である。我等は、忠によつて日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。」(38頁) などとされていたこと。
甲83	註解日本國憲法・下卷 (抄)	写	1954年 (昭和29年) 2月10日	兼子一	憲法が最高法規とされ、憲法97条が人類史における基本的人権の重要性を示した背景及び理由(1457～1464頁)。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲84	憲法撮要（改訂第5版）（抄）	1932年 (昭和7年) 1月15日	美濃部達吉	「統治權ハ國法及國際法ノ下ニ存シ」として法律による国家権力の統制を主張する美濃部ですら、国家の立法権は「國家ノ目的ノ為ニ認メラルル權利」であり「國家ノ目的ニ反スル立法ハ立法者ト雖モ正當ニハ之ヲ爲ス權能ヲ有セザル」として、臣民に対する統制（權利付与を含む）を行う法律が「國家ノ目的」に沿って定められるべきこと、つまり「國家」及び「國家ノ目的」が最優先事項であり臣民個人に対してはるかに優越・優越することを前提としていたこと。（38～39頁） 明治憲法下で明治憲法は欽定憲法であると解されていたこと（72～73頁、100頁）。 美濃部は、初版（甲88）では国籍の意義を「國民タル資格」としていたが、改訂第5版までに「臣民タル資格」に修正する一方、同版においても本人の意思に反する国籍剥奪は有されないとする見解を維持していたこと（143頁）。 美濃部は、国民（臣民）の国家に対する服従義務に関する見解も維持し、臣民を国家の構成分子とみる立場から、国家は臣民の奉公忠誠を要求する權利を有するとしていたこと（152～153頁）。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲85	政官関係と司法についての覚書 ——公務員制の憲法的再定位 (判例時報2475号臨時増刊 「統治構造において司法権が果たすべき役割」第1部所収)	2021年 (令和3年) 5月15日	山本龍彦	米国、英国、ドイツの公務員制度は、第一過程（君主の特権的支配を合理化するための官僚制。ここでの官僚制の目的は、君主を頂点とする中央集権国家（近代国家）を確立することであり、このために官僚は、君主の官吏として臣民に対し特権的地位を主張できた。）、第二過程（市民革命後の近代市民国家の下における、「人民意思」を体现するものとしての公務員制。選挙で勝利を収めた多数派に対する応答性や「民主的行政能率」が重視された。）、そして第三過程（行政国家の下における公務員制）に分類でき、第三過程では、選挙で勝利を収めた多数派（特定政党）から公務員を保護し（身分保障と政治的中立性の担保）、公務員が、選挙によってその声が適切に代表されない社会的・経済的弱者も含めた「全体の奉仕者」として自らの専門性に忠実に職務を遂行できる仕組みが整えられたこと。（36～37頁） 日本の公務員制度は、日本国憲法の制定によって、英米のような第二過程の民主的慣行を経ることなく第三過程に突入したため、日本国憲法が採用した第三過程の意義をよく理解することができず、戦後、規範的には第三過程にありながらも、制度的現実としては第一過程の残滓を内在させながら、理念ないし目的が混濁したような公務員制が存続してきた、といえること。（37～38頁）

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲86	憲法義解 宮沢俊義・校注 (抄)	写	1889年 (明治22年) 6月1日 (校注: 1940年 (昭和15年) 4月15日)	伊藤博文	明治憲法18条の「日本臣民タルの要件」についての伊藤博文の解説は「日本臣民たるに二つの類あり。第一は出生に因る者。第二は歸化または其の他法律の効力に依る者。」とされており、臣民たる地位の取得のみが想定されていたとも解し得ること。(46～47頁) 明治憲法下の法律は、議会の審議を経て成立するものであったとはいえ、帝国議会は単に審議の場に過ぎず、帝国議会は「立法に参する者にして主権を分つ者に非ず。法を議するの權ありて法を定むるの權なし。」(65頁)とされていたこと。
甲87	憲法撮要 (初版) (抄)	写	1923年 (大正12年) 4月30日	美濃部達吉	この文献が、東京帝国大学教授であった美濃部によって、東京帝国大学及び東京商科大学における憲法の講義の教科書として世に出されたものであること。 (序言) 明治憲法下の憲法の通説が、「國民タル資格ヲ國籍ト謂フ。國籍ハ唯人ノ身分資格ニ止マリ其レ自身權利ニ非ズト雖モ、國籍ヲ保有スルコトハ國民ノ權利ニシテ、國家ハ國民ノ意思ニ反シテ一方的ニ之ヲ剥奪スルコトヲ得ズ」として、国籍を保有する權利を認め、本人の意思に反する国籍剥奪は許されないとしていたこと。(147頁) 明治憲法下の憲法の通説では、「國民ハ第一ニ國家ノ統治權ニ服從スル客體タルノ地位ヲ有ス」とされ、「一定ノ範圍ニ於テハ國家ノ支配ニ服從セザル地位ヲ有ス」(157～158頁)、「國民ノ國家ニ對スル義務ハ服從義務ノ一ニ歸スルコトヲ得」とされていたこと。(167頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲88	憲法撮要（改訂版）（抄）	写	1946年 (昭和21年) 8月5日	美濃部達吉	美濃部は、現憲法制定のための議論が行なわれていた当時も甲85の見解を維持していたこと（130～131頁、137～139頁）。
甲89	日本国憲法原論（抄）	写	1948年 (昭和23年) 4月20日	美濃部達吉	美濃部が国籍剥奪禁止に関する甲88の見解を現憲法施行後も維持していたこと。（153頁）。 美濃部が現憲法下でも、国民を国家の構成分子と捉える国家法人説を維持しようと試みていたこと（159～頁）。
甲90	新國籍法論（抄）	写	1933年 (昭和8年) 2月20日	兒玉政介	1933（昭和8）年までに明治国籍法20条の説明として「国籍選択の自由」を挙げる見解が現れていたこと。（270～271頁）
甲91	官報号外 第90回帝国議会 衆議院 議事速記録（第五号） （昭和21年6月25日）（抄）	写	1946年 (昭和21年) 6月26日	印刷局	昭和21（1946）年6月25日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、金森徳次郎国務大臣が、政府提案の憲法案には臣民たる要件を法律に委ねる明治国籍法18条と同様の規定がないことの理由として、「從來ノ憲法ト違ヒマシテ、今度ノ憲法ハ大権事項ト云フコトニ幅ヲ認メテ居リマセヌノデ、主ナル事柄ハ総テ法律デ決メナケレバナリマセヌ、随テ憲法ニ規定ヲ置カナクテモ、国籍ヲ決メマスルノハ必ズヤ法律ヲ以テ決メナケレバナラナイ」として、政府提案の憲法案の下では国籍という主要な事柄は必ず法律で定めなければならないので、明治国籍法18条のような規定は不要であると説明していたこと。（76頁4～5段）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲92	第90回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委員会議録 (速記) 第三回 (昭和21年7月2日) (抄)	写	1946年 (昭和21年) 7月2日 衆議院事務局	昭和21 (1946) 年7月2日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、金森徳次郎国務大臣が、政府提案の憲法案には臣民たる要件を法律に委ねる明治国籍法18条と同様の規定がないことの理由として、「人間ノ基本ニ関シマスル問題ハ、總テ定ムルニ法律ヲ以テシナケレバナラス、命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ナイト云フノガ基本ノ原則デス」として、政府提案の憲法案の下では国籍という主要な事柄は必ず法律で定めなければならないので、明治国籍法18条のような規定は不要であると説明していたこと。(29頁3段) 金森大臣はまた、誰を日本人とするかは現状を踏襲していく考えであり、国籍離脱の自由の保障などの修正を国籍法に加える予定であることを説明したが、日本国籍の剥奪を新たに可能とするような認識は示さなかったこと (29頁4～5段)。
甲93	第90回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委員会議録 (速記) 第二十一回 (昭和21年8月21日) (抄)	写	1946年 (昭和21年) 8月21日 衆議院事務局	昭和21 (1946) 年8月21日の帝国議会衆議院・帝国憲法改正案委員会において、芦田均委員長が、憲法10条(現行)が新たに追加挿入された趣旨について、「国の基本的法制として最小限度に必要な」とする考えであることを説明しており、法律に広範な裁量を委ねるとか法律による国籍剥奪を新たに可能にするとかの趣旨であるという説明は一切なかったこと。(392頁3段)

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲94	日本国憲法成立史 第四巻 (抄)	写	平成6年 (1994年) 7月20日	佐藤達夫 佐藤功	日本国憲法制定のための枢密院での審議において説明された現10条挿入の理由は、①外国の圧力で憲法ができたという誤解を一掃するために修正を歓迎しようという空気があったこと、②実質が無害な規定であり形式的に良いということ、③議会の権威を示すことになって良いということであり（1000頁）、広い立法裁量に委ねるためという説明はなされなかったこと。
甲95	国籍の役割と国民の範囲——アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（1）	写	2011年 (平成23年)	坂東雄介	米国では、国家の構成員ルールを設定する権限は、連邦議会が有する絶対的権限と位置づけられ（絶対的権限の法理）、移民法を中心に展開を遂げてきたこと（13頁、28～31頁）。
甲96	国籍の役割と国民の範囲——アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（6）	写	2014年 (平成26年) 7月	坂東雄介	アフロイム対ラスク事件判決は、「主流派が、特定の人々を、合衆国の構成員であつても、合衆国構成員に相応しくないと判断した場合、主流派が、自らの権限を行使して、合衆国市民権に付着する権利を否定すること」を否定したものであること（83～91頁）。 同判決を書いたウォレン判事は、別の事件で、「（市民権を剥奪することは身体に対する侵害ではなく、）組織化された社会における個人が有する地位の全体的な破壊である。市民権を剥奪することは、拷問よりも原始的な刑罰の形態である。なぜならば、それは、その刑罰を受ける個人にとって、何世紀もかけて発展した政治的存在を破壊するからである。この刑罰は、合衆国市民権という、国家的政治共同体および国際的政治共同体における地位を剥奪する。」 (Trop v. Dules, 366 U. S. 86(1958))

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
	国籍の役割と国民の範囲——アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（6）	写	2014年 (平成26年) 7月	坂東雄介	「市民権は、人の基本的な権利だからである。なぜならばそれは、諸権利を持つための権利だからである。」（Perez v. Brownell, 356 U.S. 44(1958)）と指摘したほか、合衆国市民権の放棄を示す行為が自発的に行われたかどうかは、「明確で、説得力を持ち、絶対的な証拠（clear, convincing and equivocal evidence）」によって判断し、かつ、証明責任は合衆国側にある（Nishikawa v. Dulles, 356 U.S. 129 (1958)）と判示したこと（87～90頁）。
甲97	憲法〔第3版〕（抄）	写	1995年 (平成7年) 4月15日	佐藤幸治	国籍離脱の自由の保障の本旨は、「非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値を置いて国家を捉える立場の帰着点である」と指摘されていること（554～555頁）。
甲98	憲法1 人権〔第5版〕	写	2013年 (平成25年) 3月30日	赤坂正浩他	憲法22条2項は、日本政府が日本国民の国籍を剥奪することを禁止していると理解できること。（14頁）
甲99-1	Vance v. Terrazas, 444 U.S. 252 (1980)（抄）	写	1980年 (昭和55年)	合衆国連邦 最高裁判所	合衆国では、議会の定めた市民権喪失要件に該当する行為が自発的になされた場合であっても、合衆国市民権は本人の市民権放棄の意図が証明されない限り失われないとされていること。
甲99-2	甲99-1の日本語抄訳	写		原告代理人 仲 晃生	同上。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲100	過小包摂な規制と厳格審査の基準の下での目的審査のあり方について——EMA事件判決におけるスカリア裁判官法廷意見を素材として—— (抄)	写	2015年 (平成27年) 9月25日	金原宏明	合衆国判例において、言論内容規制の法令の合憲性判断にあたって、目的の「やむにやまれぬ利益」該当性の審査のほか、手段の必要最小限度性の審査の一環として過小包摂性の審査が要求される理由として、①過小包摂の存在が動機の疑わしさを助長すること、②立法目的達成の見込みの不足を示唆すること、③ある事項が規制対象から外されていることが立法府も法令の立法目的にはその事項を規制できるほどの重要性が実は存在しないと判断したことを示唆すること、などが挙げられていること。(187～192頁)
甲101-1	GUIDELINES ON STATELESSNESS NO. 5: Loss and Deprivation of Nationality under Articles 5-9 of the 1961 Convention on the Reduction of Statelessness (抄)	写	2020年 (令和2年) 5月	国連難民高等弁務官事務所	世界人権宣言15条2項の禁止する「専断的(恣意的)な国籍の剥奪」を防ぐために、国籍喪失に関する最低限の要件として、①国籍の取り上げが法律で定められたことに適合していること、②正当な目的を達成するための最も侵害的でない手段であること、③適正な手続に従うこと、が求められること。
甲101-2	甲101-1の日本語抄訳	写	2021年 3月9日	原告代理人 仲 晃生	同上。
甲102	複数国籍の日本ルーツの子どもたちの存在から問う「国のあり方」	写	2017年 (平成29年) 3月	武田里子	複数国籍は許されないとする風潮が生来の複数国籍者の尊厳を傷つけるものであること。(77頁、囲み部分)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲103	国籍法をめぐる日本人当事者の事例	写	2020年 (令和2年) 3月	武田里子	居住国の国籍がないことによる具体的な不利益として、①就労の機会が限られること、②社会保障、相続などで不利になること、③参政権がないこと、④在留資格が不安定であること、⑤国際結婚家族の場合、家族間で国籍が異なり家族離散の不安があること、⑥介護に親を呼び寄せられないこと、などがある。また、日本国籍がなくなることによる不利益としては、⑦アイデンティティ、祖国とのつながりが断たれること、⑧親の介護に帰国できない場合が生じること、⑨将来帰国できなくなること、などがあること。(6～15頁)